

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則	福利・給与室	2頁

お 知 ら せ

平成19年6月1日付け三重県公報第1885号に、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
〔三重県人事委員会規則 第9号〕並びに公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改
正する規則〔三重県人事委員会規則 第10号〕が次のように公布されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）
の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年六月一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正
する。

第九条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を
削る。

第十七条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める
期間に係る最後」に改め、「法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研
修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他
委員会が人事委員会と協議して定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最
初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他県委員会が人事委員会と協議して定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年六月一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則 第二十一号}）

の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「特定職員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。